

福岡県医発第1251号(地)
平成20年 9月 6日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質
障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について
(ホルムアルデヒド、1、3-ブタジエン及び硫酸ジエチルに係る
健康障害防止対策関係)

標記の件につきまして、日本医師会より、別紙のとおり通知がありましたのでご連絡いたします。

有害な化学物質による労働者の健康障害の予防対策については、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)等により規制が行われておりましたが、今般「平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」において、ホルムアルデヒド、1、3-ブタジエン及び硫酸ジエチルについて、関係法令の整備を検討すべき旨の検討結果が取りまとめられたことを受け、これらの物質に係る労働者の健康障害防止対策の徹底を図るため、パンフレットのとおり労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等の改正が行われました。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、会員各位への周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、参考までに『平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書』の概要が添付されております。

小郡三井医師会より

産業保健担当理事 毛利康茂
会長 丸山 泉

(地Ⅱ206)

平成20年3月3日

都道府県医師会

産業保健担当理事 殿

日本医師会

今村



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質
障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について
(ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン及び硫酸ジエチルに係る
健康障害防止対策関係)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、別添のとおり厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課より本会宛に、その周知について協力依頼がありました。

有害な化学物質による労働者の健康障害の予防対策については、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等により規制が行われてきましたが、今般「平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」において、ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン及び硫酸ジエチルについて、関係法令の整備を検討すべき旨検討結果が取りまとめられたことを受け、これらの物質に係る労働者の健康障害防止対策の徹底を図るため、同封パンフレットのとおりに労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等の改正が行われました。

つきましては、本件の趣旨をご理解の上、貴会関係郡市区医師会等に対する周知方につきまして貴職の特段のご高配をお願い申し上げます。

なお、『平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書』の概要を参考までに添付いたしました。



事 務 連 絡
平成20年2月21日

(社)日本医師会 会長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課化学物質評価室長

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について（ホルムアルデヒド、1, 3-ブタジエン及び硫酸ジエチルに係る健康障害防止対策関係）

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、有害な化学物質による労働者の健康障害の予防対策については、従来から特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）等により規制を行ってきたところですが、今般、「平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会報告書」において、ホルムアルデヒド、1, 3-ブタジエン及び硫酸ジエチルについて、関係法令の整備を検討すべき旨検討結果が取りまとめられたこと等を受け、これらの物質に係る労働者の健康障害防止対策の徹底を図るため、同封のパンフレットのとおりに労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等の改正を行ったところです。

つきましては、貴団体におかれましても、この趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場等に対する通知、広報誌等への掲載等により、本改正の周知徹底に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、関係情報につきましては、次のホームページに掲載されておりますので申し添えます。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei17/index.html>

厚生労働省発表

平成19年4月6日

平成18年度化学物質による労働者の健康障害防止に係る リスク評価検討会報告書及びそれに基づく行政措置について

化学物質による労働者の健康障害の防止について、国は、有害化学物質についてリスク評価を行い、健康障害発生のリスクが高い作業等については、リスクの程度等に応じて、特別規則による規制等を行うこととし、平成18年1月に労働安全衛生規則を改正し、新たに労働者の化学物質のばく露実態を把握するための有害物ばく露作業報告制度を創設しました。この報告の対象となる化学物質による労働者の健康に及ぼすリスクを専門的に評価・検討するため、平成18年9月から「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価検討会」(座長：櫻井治彦中央労働災害防止協会労働衛生調査分析センター所長)を開催し、エピクロロヒドリン、塩化ベンジル、1,3-ブタジエン、ホルムアルデヒド及び硫酸ジエチルの5物質について、リスクの評価を行い、またそれに応じた対策の方向性について検討を行ってきました。

今般、本検討会の報告書が取りまとめられたので、別添1(1～29ページ([PDF:495KB](#))、30～45ページ([PDF:390KB](#))、46～53ページ([PDF:416KB](#))、全体版([PDF:674KB](#)))のとおり公表します。

厚生労働省においては、本報告書を踏まえ、関係政省令の整備を予定しており、既にアクションプログラムの手続きを開始したところです。

また、リスク評価を行った5物質について、速やかに本報告書を踏まえた対策を行うことを、別添2([PDF:204KB](#))、のとおり関係事業主団体等に対し要請しました。

－報告書の概要－

〔リスク評価の手法の概要〕

リスク評価に当たっては、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第95条の6に基づく有害物ばく露作業報告をもとに抽出した一定の作業場について、作業従事者に対する個人ばく露量の測定等を行い、これらの測定の結果を、日本産業衛生学会又はACGIH（米国産業衛生専門家会議）が勧告した許容濃度等（大多数の労働者がその濃度に毎日繰り返しばく露されながら働いても、その勤労生涯を通じて健康に悪影響を受けることがないと考えられる条件）を踏まえて設定した評価値と比較することにより行った。

〔リスク評価の結果と対策の方向性の概要〕

1 ホルムアルデヒドについて

塗装、配合、サンプリング等の作業について、評価値を超える個人ばく露量が測定された。このため、事業者は、設備の密閉化又は局所排気装置若しくはブッシュプル型換気装置の設置、作業環境測定の実施等を行うべきである。国は、そのための労働安全衛生関係法令の整備（労働安全衛生法施行令別表第3の第2類物質とすること）を検討すべきである。

また、ホルムアルデヒドが原因で、まれにヒトに対して鼻咽頭がんが見られるとの指摘があることから、国は、一般健康診断を年に2回実施する等の措置を事業者が徹底するよう、引き続き指導すべきである。

2 1,3-ブタジエンについて

1,3-ブタジエンの製造工程及び合成ゴム製造工程におけるサンプリング、保守、点検、分解、組み立て、修理等の作業において、評価値を超える個人ばく露量が測定された。このため、事業者はこれらの作業における設備の密閉化又

は呼吸用保護具の使用等を行うべきであり、国は、そのための労働安全衛生関係法令の整備を検討すべきである。

3 硫酸ジエチルについて

硫酸ジエチルを、樹脂の製造工程における触媒として使用する混合、攪拌、混練、加熱等の作業において、評価値を超える個人ばく露量が測定された。このため、事業者はこれらの作業における設備の密閉化又は局所排気装置若しくはプッシュプル型換気装置の設置を行うべきであり、国は、そのための労働安全衛生関係法令の整備を検討すべきである。

4 エピクロロヒドリンについて

評価値を超える個人ばく露量は測定されなかったが、有害性の高い物質であるため、事業者は、既に労働安全衛生関係法令に定められている労働者の健康障害を予防するための措置を徹底するべきである。国は、そのための指導を引き続き行うべきである。

5 塩化ベンジルについて

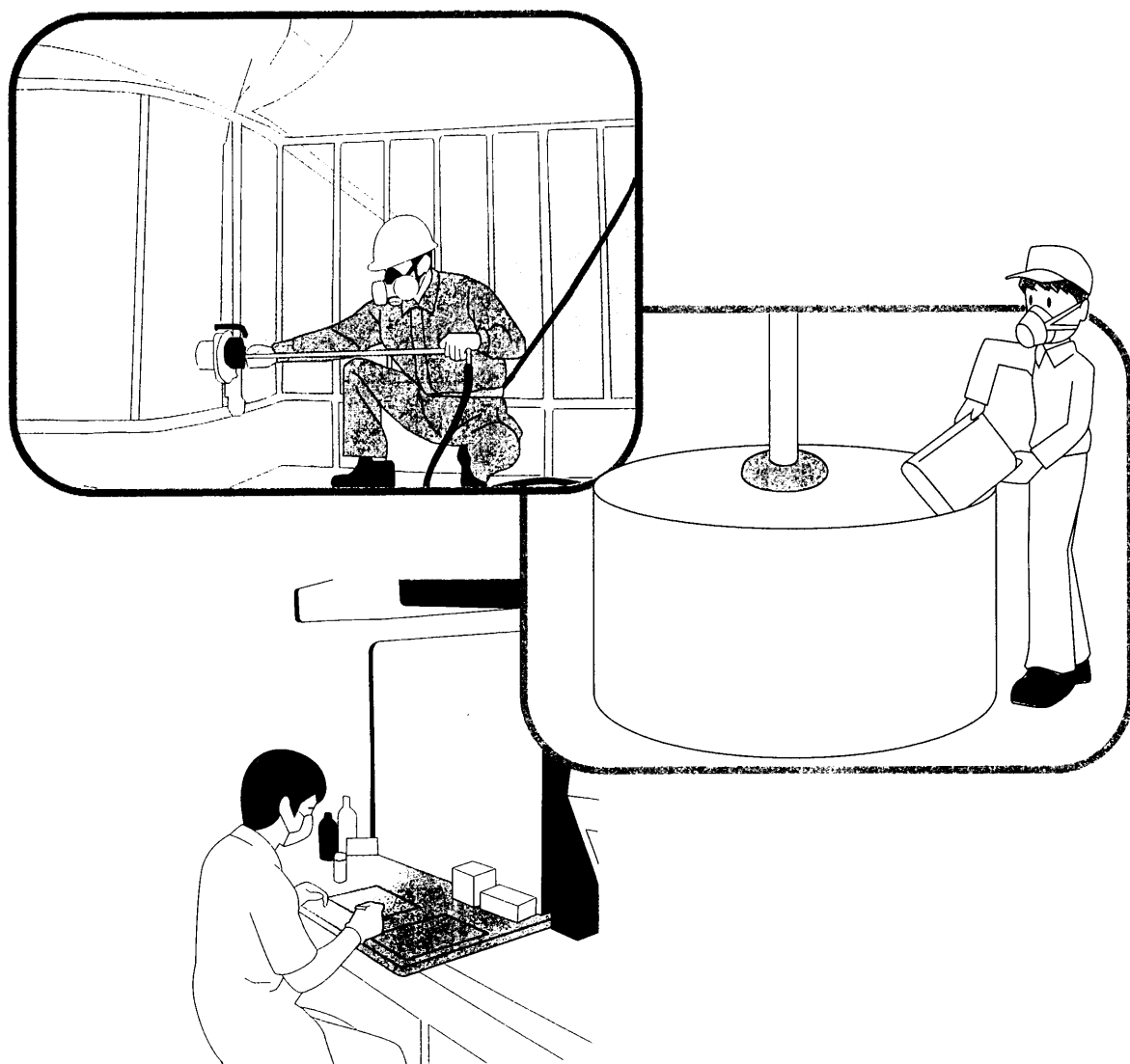
評価値を超える個人ばく露量は測定されなかったが、有害性の高い物質であるため、事業者は、既に労働安全衛生関係法令に定められている労働者の健康障害を予防するための措置を徹底するべきである。国は、そのための指導を引き続き行うべきである。

参考([PDF:75KB](#))

ホルムアルデヒド、1,3-ブタジエン 及び硫酸ジエチルに係る健康障害防止 対策について

特定化学物質障害予防規則等が改正されました

改正政省令・告示は、平成20年3月1日から施行・適用されます。
(一部の規定・場合は、平成20年5月31日、平成21年2月28日まで猶予されます。)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

有害性・物性・用途の例

ホルムアルデヒド(「ホルマリン」は、ホルムアルデヒドの水溶液です。)

- 発がん性(※1)
グループ1 (ヒトに対して発がん性あり)
- 感作性 (アレルギー) (※2)
 - ・気道感作性第2群(ヒトに対しておそらく感作性があり)
 - ・呼吸器感作性第1群(ヒトに対して感作性あり)
- その他の人体への影響(※3)
 - ・皮膚を刺激し硬化させ、ひび割れ、潰瘍を生ずる。蒸気は目を刺激し、涙が出る。
 - ・吸入すると、粘膜が刺激されてせきが出る。
 - ・慢性症状として肝臓・腎臓の障害が起こる。
- 用途の例
防腐剤、消毒剤、塗料、接着剤、メッキ液、農薬、脱臭剤、界面活性剤、有機合成原料

気体(沸点-19.2℃)
空気より少し重い(比重1.08)
水によく溶ける

※1 発がん性は、IARC(国際がん研究機関)の評価による。
※2 日本産業衛生学会の評価による。
※3 人体への影響の出典は、『化学物質の危険・有害便覧』(中央労働災害防止協会)。

1, 3-ブタジエン

気体(沸点-4.4℃)
空気より軽い(比重0.6)

- 発がん性(※1)
グループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性あり)
- その他の人体への影響(※3)
 - ・濃厚なガスは麻酔作用を示す。(希薄なときは顕著には現れない。)
 - ・皮膚・目・鼻の粘膜などを刺激して、炎症を起こすことがある。
- 用途の例
合成ゴム原料(SBR, NBR等)、ABS樹脂、ナイロン66の原料

硫酸ジエチル

無色の液体(沸点209℃)

- 発がん性(※1)
グループ2A(ヒトに対しておそらく発がん性あり)
- その他の人体への影響(※3)
 - ・眼、皮膚、気道を刺激する。
 - ・エーロゾルを吸入すると肺水腫を起こすことがある。
 - ・飲み込むと、腹痛、灼熱感、吐き気、咽頭痛を引き起こすことがある。
- 用途の例
エチル化剤(染料原料、医薬品原料、農薬原料等)、ファインケミカル工業での使用

各物質ごとの主な規定の適用 (一覧)

物質名				ホルムアルデヒド	1, 3-ブタジエン	硫酸ジエチル
法令	条文	派遣	規制内容			
特定化学物質障害予防規則(特化則)	4	先	密閉式	○		
			局排	○		
			フ・ツシュアル	○		
	5	先	密閉式	○	特別規定(38の17)	特別規定(38の18)
			局排	○		
			フ・ツシュアル	○		
	7	先	局排の性能	0.1ppm	0.5m/sec	0.5m/sec
	8	先	局排等の稼働時の要件	○	○	○
	12の2	先	ばろ等の処理	○		
	第4章	先	漏えいの防止	○		
安衛則	27	先	作業主任者の選任	○		
			実施	○		
	36	先	作業環境の測定			
			記録の保存	30年		
安衛法	45	先	特定業務従事者の健康診断	○		
	57	一	表示	○	○	
特定化学物質障害予防規則(特化則)	36の2	先	測定結果の評価	○		
			管理濃度(ppm)	0.1		
	36の3	先	評価の結果に基づく措置	○		
	37	先	休憩室	○		
	38	先	洗浄設備	○		
	38の2	先	飲食等の禁止	○		
	38の3	先	掲示	○	○	○
	38の4	先	作業記録	○	○	○
	38の17	先	特別規定		○	
	38の18	先				○
安衛法	39, 40	先	特殊健康診断			
	42	先	緊急診断	○		
	53	先	記録の報告	○	○	○
安衛法	57	一	表示	○	○	
	57の2	一	文書の交付	○	○	○

今回新たに義務付けられた規定 ※「安衛則」は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) ※「安衛法」は労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)
 ※「派遣」の列の欄は、派遣労働者の場合に義務を負う事業者の区分を示す。「先」が派遣先事業者、「元」が派遣元事業者を表す。
 ※ 安衛法第57条(表示)及び第57条の2(文書の交付)の規定に関しては、譲渡・提供者に義務がある。

ホルムアルデヒドに係る主要な措置

(今回の改正で、特定化学物質の第3類物質から特定第2類物質へ変更されました)

※ 特化則の規定の適用を受ける含有率に関わりなく、表示・文書の交付の規定(安衛法第57条・第57条の2)の適用を受ける含有率については、平成20年11月30日まで1%以上、平成20年12月1日より0.1%以上となっています。

- ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う作業全般
- 重量の1%を超えて含有する製剤その他の物

発散抑制措置

新規

3③以外は、平成21年3月1日より措置が必要です。ただし、平成20年3月1日～平成21年2月28日に製造・取扱い設備を新設する場合には、新設する時点から措置が必要です。

ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う作業全般について、ホルムアルデヒドのガスの発散による労働者のばく露を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。

1 ホルムアルデヒドの製造工程(特化則第4条)

- ① 製造設備を密閉式の構造とすること
- ② 労働者に製造するホルムアルデヒドを取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によること
- ③ 計量作業、容器に入れる作業、袋詰め作業で、①及び②の措置が著しく困難であるときは、ホルムアルデヒドが作業中の労働者の身体に直接触れない方法により行い、かつ、当該作業場所に囲い式フードの局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること

2 製造工程以外のホルムアルデヒドのガスが発散する屋内作業場(特化則第5条)

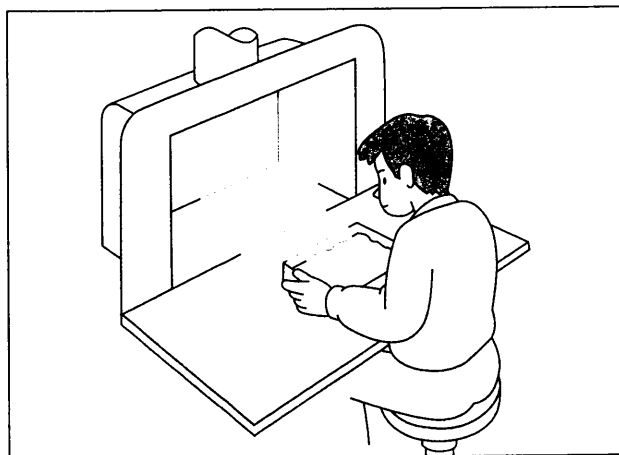
- ① 発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること
- ② ①の措置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、全体換気装置を設ける等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること

3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等

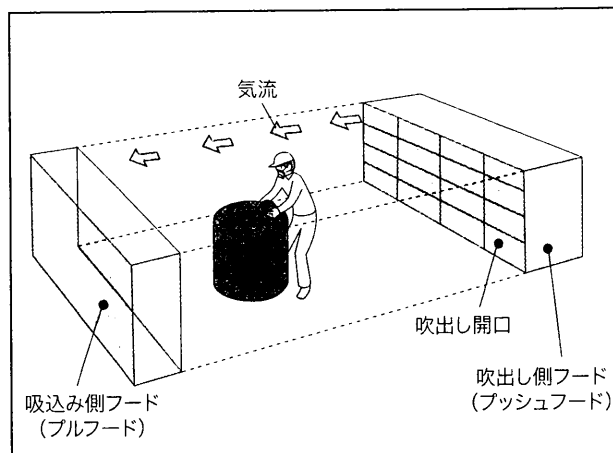
- ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること(特化則第7条及び第8条)
(局所排気装置に係る抑制濃度は0.1ppmです。)
- ② 定期自主検査、点検を行うこと(特化則第30、32、33、34の2、35条)
- ③ 設置計画の届出(安衛則第86条、第88条及び別表第7)

(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要です。)

3③の計画届は、製造設備・発散抑制設備を平成20年5月31日までに設置・移転・変更しようとするときは必要ありません。



局所排気装置(外付け式)の例



プッシュプル型換気装置(開放式・水平流)の例

漏えい防止又は緊急時のための措置等

従前より義務づけられています。

ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う設備で移動式以外のもの(特化則で「特定化学設備」といいます。)からの漏えい事故等による労働者の健康障害を予防するため、次のような措置を講じなければなりません。

1 漏えいの防止措置等

- ① 腐食防止措置(特化則第13条)
- ② 接合部の漏えい防止措置(特化則第14条)
- ③ バルブ等の開閉方向の表示等(特化則第15条)
- ④ バルブ等の材質等(特化則第16条)
- ⑤ 送給原材料の表示(特化則第17条)
- ⑥ 作業規程(特化則第20条)
- ⑦ 設備の改善等の作業時の措置(特化則第22条及び第22条の2)
- ⑧ 適切な容器の使用等(特化則第25条)

2 漏えい時など異常時・緊急時のための措置等

- ① 2以上の出入口(特化則第18条)
- ② 計測装置の設置(特化則第18条の2)
- ③ 警報設備等(特化則第19条)
- ④ 緊急遮断装置の設置等(特化則第19条の2)
- ⑤ 予備動力源等(特化則第19条の3)
- ⑥ 不浸透性の床(特化則第21条)
- ⑦ 漏えい時の退避等(特化則第23条)
- ⑧ 救護組織、訓練等(特化則第26条)

3 点検、労働基準監督署への届出等

- ① 特定化学設備の定期自主検査及び点検(特化則第31、32、34、34の2、35条)
- ② 特定化学設備の設置等の計画の届出(安衛則第86条、第88条及び別表第7)

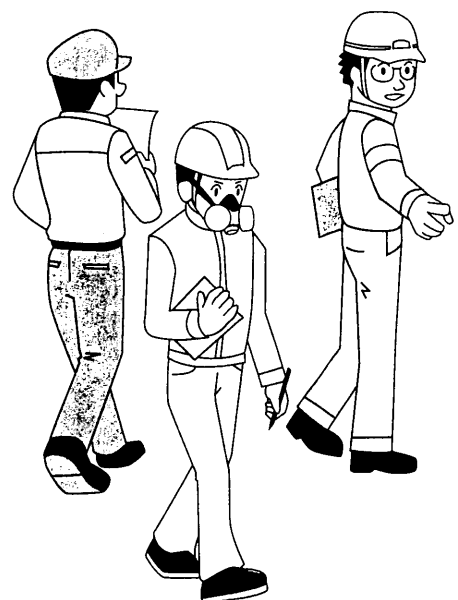
作業主任者

従前より義務づけられています。

(特化則第27条及び第28条)

ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く。)については、「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任し、次の事項を行わなくてはなりません。

- ① 作業に従事する労働者がホルムアルデヒドに汚染され、又は吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- ③ 保護具の使用状況を監視すること。



作業環境測定

新規

平成21年3月1日
より適用

(特化則第36条～第36条の4)

- ホルムアルデヒドを製造し、又は取り扱う屋内作業場については、6月以内ごとに1回、定期に、作業環境測定士(国家資格)による作業環境測定を行わなければなりません。
- その結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じて適切な改善を行う必要があります。
- 測定の記録及び評価の記録は30年間保存する必要があります。
- 管理濃度は、0.1ppmです。



健康診断

(安衛則第45、51、51の4、52条)

ホルムアルデヒドのガスが発散する場所における業務に常時従事する労働者を対象として、当該業務への配置替えの際及びその後6月以内ごとに1回、定期に、健康診断を行わなければなりません。

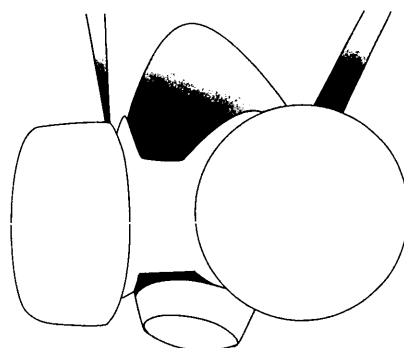
※ この健康診断の項目、結果の記録、事後措置等については、常時使用する労働者に義務付けられている1年以内ごとに1回行う一般健康診断の場合と同様です。



その他の措置

新規適用の規定は、平成20年3月1日より適用されます。

- 保護具(特化則第43条～第45条)
 - ・ホルムアルデヒドに有効な呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等を備えること。
- ▲ 関係者以外の者の立入禁止(特化則第24条)
- 作業の記録の保存(特化則第38条の4)
 - ・作業の記録を30年間保存すること。
- 休憩室、洗浄設備の設置(特化則第37条及び第38条)
- 喫煙、飲食の禁止(特化則第38条の2)
- 取り扱い上の注意事項等の掲示(特化則第38条の3)



○が新規。▲が一部新規。●は従前より。

1,3-ブタジエン及び硫酸ジエチルに係る主要な措置

(特化則第38条の17及び第38条の18)

※ 特化則の規定の適用を受ける含有率に関わりなく、1,3-ブタジエンに係る表示・文書の交付の規定(安衛法第57条・第57条の2)及び硫酸ジエチルに係る文書の交付の規定(安衛法第57条の2)の適用を受ける含有率については、平成20年11月30日まで1%以上、平成20年12月1日より0.1%以上となっています。

1,3-ブタジエン	○1,3-ブタジエンを製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業 ○重量の1%を超えて含有する製剤その他の物
硫酸ジエチル	○硫酸ジエチルを触媒として取り扱う作業 ○重量の1%を超えて含有する製剤その他の物

発散抑制措置

新規

3③以外は、平成21年3月1日より措置が必要です。ただし、平成20年3月1日～平成21年2月28日に新たに生じた作業場所においては、その作業場所を新設した時点から措置が必要です。

対象となる作業については、

1,3-ブタジエン又は硫酸ジエチルのガス又は蒸気の発散による労働者のばく露を防止するため次のような措置を講じなければなりません。

- 1 発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けること。
- 2 1の措置が著しく困難な場合、又は臨時の作業を行う場合は、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講ずること。
- 3 局所排気装置及びプッシュプル型換気装置の要件、点検、届出等
 - ① 構造、性能等について一定の要件を満たす必要があること
(局所排気装置の場合は、2物質とも制御風速が0.5 m/sec)
 - ② 定期自主検査、点検を行うこと
 - ③ 設置計画の届出(安衛則第86条、第88条及び別表第7)
(設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届出が必要です。)

3③の計画届は、発散抑制設備を平成20年5月31日までに設置・移転・変更しようとするときは必要ありません。

掲示

新規

平成20年3月1日より適用

見やすい箇所に、①対象物質を取り扱う場所である旨、②人体に及ぼす作用、③取扱い上の注意事項及び④使用すべき保護具について掲示することが必要です。

作業の記録

新規

平成20年3月1日より適用

1月を超えない期間ごとに、①労働者の氏名、②従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間及び③汚染事故等の概要及び応急措置の概要を記録し、30年間保存することが必要です。

参照条文

二. 特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）（抄）

（第三類物質の製造等に係る設備）

第四条 事業者は、特定第三類物質又はオオラミン等（以下「特定第三類物質等」という。）を製造する設備については、密閉式の構造のものとしなければならない。

2 事業者は、その製造する特定第三類物質等を労働者に取り扱わせるときは、隔離室での遠隔操作によらなければならない。ただし、粉状の特定第三類物質等を湿潤な状態にして取り扱わせるときは、この限りでない。

3 事業者は、その製造する特定第三類物質等を計量し、容器に入れ、又は袋詰めする作業を行う場合において、前二項の規定によることが著しく困難であるときは、当該作業を当該特定第三類物質等が作業中の労働者の身体に直接接触しない方法により行い、かつ、当該作業を行う場所に同一式フードの局所排気装置又はフッシュフル型換気装置を設けなければならない。

第五条 事業者は、特定第三類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場（特定第三類物質を製造する場合、特定第三類物質を製造する事業場において当該特定第三類物質を取り扱う場合、焼く・蒸作業を行う場合において令別表第三第二号 17 若しくは 20 に掲げる物又は別表第一第十七号若しくは第三十号に掲げる物（以下「臭化メチル等」という。）を取り扱うとき、及び令別表第三第二号 30 に掲げる物又は別表第一第三十号に掲げる物（以下「ベンゼン等」という。）を溶剤（希釈剤を含む。第三十八条の十六において同じ。）として取り扱う場合に特定第三類物質のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場を除く。）又は管理第三類物質のガス、蒸気若しくは粉じんが発散する屋内作業場については、当該特定第三類物質若しくは管理第三類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はフッシュフル型換気装置を設けなければならない。ただし、当該特定第三類物質若しくは管理第三類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはフッシュフル型換気装置の設置が著しく困難なとき、又は臨時の作業を行うときは、この限りでない。

2 事業者は、前項ただし書の規定により特定第三類物質若しくは管理第三類物質のガス、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はフッシュフル型換気装置を設けない場合には、全体換気装置を設け、又は当該特定第三類物質若しくは管理第三類物質を湿潤な状態にする等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じなければならない。

（局所排気装置等の要件）

第七条 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。次条第一項において同じ。）については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

- 一 フードは、第一類物質又は第二類物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源ごとに設けられ、かつ、外付け式又はレシーバー式のフードにあつては、当該発散源にできるだけ近い位置に設けられていること。
- 二 グラブは、長さができるだけ短く、バンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。
- 三 除じん装置又は排ガス処理装置を付設する局所排気装置のファンは、除じん又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引されたガス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。
- 四 排気口は、屋外に設けられていること。
- 五 厚生労働大臣が定める性能を有するものであること。

2 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設けるフッシュフル型換気装置については、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

- 一 グラブは、長さができるだけ短く、バンドの数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構造のものであること。
- 二 除じん装置又は排ガス処理装置を付設するフッシュフル型換気装置のファンは、除じん又は排ガス処理をした後の空気が通る位置に設けられていること。ただし、吸引されたガス、蒸気又は粉じんによる爆発のおそれがなく、かつ、ファンの腐食のおそれがないときは、この限りでない。
- 三 排気口は、屋外に設けられていること。
- 四 厚生労働大臣が定める要件を具備するものであること。

（局所排気装置等の稼働）

第八条 事業者は、第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置又はフッシュフル型換気装置については、第一類物質又は第二類物質に係る作業が行われている間、厚生労働大臣が定める要件を満たすように稼働させなければならない。

2 事業者は、前項の局所排気装置又はフッシュフル型換気装置を稼働させるときは、パツフルを設けて換気を妨害する気流を排除する等当該装置を有効に稼働させるため必要な措置を講じなければならない。

（測定及びその記録）

第三十六条 事業者は、令第二十一条第七号の作業場（石綿等（石綿障害予防規則（平成十七年厚生労働省令第二十一号。以下「石綿規則」という。）第二条に規定する石綿等をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）について、六月以内ごとに一回、定期的に、第一類物質（令別表第三第一号 8 に掲げる物を除く。）又は第二類物質（別表第一に掲げる物を除く。）の空気中における濃度を測定しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による測定を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 測定日時
- 二 測定方法
- 三 測定箇所
- 四 測定条件
- 五 測定結果
- 六 測定を実施した者の氏名
- 七 測定結果に基づいて当該物質による労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、当該措置の概要

3 事業者は、前項の測定の記録のうち、令別表第三第一号 1、2 若しくは 4 から 7 までに掲げる物又は同表第二号 4 から 6 まで、8、12、11、15、19、21、26、29、30、31 の 2 若しくは 32 に掲げる物に係る測定の記録並びに同号 11 若しくは 21 に掲げる物又は別表第一第十一号若しくは第二十一号に掲げる物（以下「クロム酸等」という。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号 11 又は 21 に掲げる物に係る測定の記録については、三十年間保存するものとする。

（測定結果の評価）

第三十六条の二 事業者は、令別表第三第一号 3 若しくは 6 に掲げる物又は同表第二号 1 から 7 まで、10、11、13 から 25 まで、27 から 31 の 2 まで若しくは 33 から 36 までに掲げる物に係る屋内作業場について、前条第一項又は労働安全衛生法（以下「法」という。）第六十五条第五項の規定による測定を行ったときは、その都度、速やかに、厚生労働大臣の定める作業環境評価基準に従つて、作業環境の管理の狀態に応じ、第一管理区分、第二管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければならない。

2 事業者は、前項の規定による評価を行ったときは、その都度次の事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。

- 一 評価日時
- 二 評価箇所
- 三 評価結果
- 四 評価を実施した者の氏名

3 事業者は、前項の評価の記録のうち、令別表第三第一号 6 に掲げる物又は同表第二号 4 から 6 まで、14、15、19、21、29、30 若しくは 31 の 2 に掲げる物に係る評価の記録並びにクロム酸等を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行つた令別表第三第二号 11 又は 21 に掲げる物に係る評価の記録については、三十年間保存するものとする。

（評価の結果に基づく措置）

第三十六条の三 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

2 事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該特定化学物質の濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならない。

（一・ニ・三ブタジエン等に係る措置）

第三十八条の七 事業者は、一・ニ・三ブタジエン又は一・ニ・三ブタジエンをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「一・ニ・三ブタジエン等」という。）を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

一 一・ニ・三ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所に、一・ニ・三ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はフッシュフル型換気装置を設けること。ただし、一・ニ・三ブタジエン等のガスの発散源を密閉する設備、局所排気装置若しくはフッシュフル型換気装置の設置が著しく困難な場合は臨時の作業を行う場合において、全体換気装置を設け、又は労働者に呼吸用保護具を使用させる等労働者の健康障害を予防するため必要な措置を講じたときは、この限りでない。

二 一・ニ・三ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示すること。

- イ 一・ニ・三ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所である旨
- ロ 一・ニ・三ブタジエン等の人体に及ぼす作用
- ハ 一・ニ・三ブタジエン等の取扱上の注意事項
- ニ 使用すべき保護具

三 一・ニ・三ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存すること。

- イ 労働者の氏名
- ロ 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- ハ 一・ニ・三ブタジエン等により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

四 一・ニ・三ブタジエン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させる事業者は、事業を廃止しようとするときは、特別管理物質等関係記録等報告書（様式第十一号）に前号の作業の記録を添えて、所轄労働基準監督署長に提出すること。

2 第七条第一項及び第八条の規定は前項第一号の局所排気装置について、第七条第二項及び第八条の規定は同号のフッシュフル型換気装置について準用する。ただし、前項第一号の局所排気装置が屋外に設置されるものである場合には第七条第一項第四号及び第五号の規定、前項第一号のフッシュフル型換気装置が屋外に設置されるものである場合には同条第二項第三号及び第四号の規定は、準用しない。

（硫酸ジェチル等に係る措置）

第三十八条の八 事業者は、硫酸ジェチル又は硫酸ジェチルをその重量のパーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下この条において「硫酸ジェチル等」という。）を触媒として取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に定めるところによらなければならない。

7